

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>特定の指標が存在しない ETF(アクティブ型運用ETF)については、特定の指標の算出ルールに基づく資産構成の把握が困難であり、ETFの運用会社とその他の投資家に情報格差があることから、現行のETF(指標連動型ETF)と同条件での空売り規制の適用除外を認めるべきではない。</p> <p>また、アクティブ型運用ETFに空売り規制の適用除外を認めるのであれば、「ETFの運用会社及びその関係会社には空売り規制の適用除外を認めない」、「ETFの運用会社及びその関係会社に空売り規制の適用除外を認める場合は、資産構成の公平なりリアルタイム開示を条件とする」等の一定の措置を講じる必要があるものとする。</p>	<p>今般の府令改正により空売り規制の適用除外とするアクティブ型運用ETFは、取引所規則に基づいて、運用方針の明示に加え、日次でのポートフォリオ構成銘柄情報(PCF)の開示を義務付けることにより、現行の指標連動型ETFと同様の情報開示の水準が確保されています。</p>